

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 7 年 1 月 1 日現在〉

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：0266-26-2525 受付時間：月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分まで
日曜日・国民の休日及び盆休（8月14日から8月16日）と年末年始（12月30日から1月3日）は除きます。

ただし、緊急な場合等は24時間常時連絡相談が可能です。

1. 事業所の概要

（1）事業所の名称、所在地等

事業所名	諏訪湖畔病院居宅介護支援事業所
所在地	長野県岡谷市長地小萩一丁目11番30号
介護保険事業所番号	2070400060
通常の事業の実施地域	岡谷市及び下諏訪町 *

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）職員の体制

区分	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		従業者及び業務の管理・指定居宅介護支援の提供	1名
介護支援専門員	1名以上		指定居宅介護支援の提供	1名以上
事務職員	1名		必要な事務	1名

（3）営業日、営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、日曜日・国民の休日及び盆休（8月14日から8月16日）と年末年始（12月30日から1月3日）は除きます
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで ただし緊急な場合等は24時間常時連絡相談が可能です

2. 居宅介護支援の内容、提供方法

1 居宅サービス計画の作成

次の事項を介護支援専門員が担当します。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者は複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。利用者は当該居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。なお、当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との間でサービス担当学会議を開催します。
- ⑤居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑥その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

2 経過観察・再評価

居宅サービス計画作成後、次の事項を介護支援専門員が担当します。

- ①利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出すると、全額払い戻しを受けられます。

(要介護1・2) 10,860円 (要介護3・4・5) 14,110円

*必要に応じて下記金額が加算されます。

初回加算 3,000円

退院・退所加算（Ⅰ）イ 4,500円 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,500円 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 7,500円
退院・退所加算（Ⅲ） 9,000円
特定事業所加算（Ⅰ） 5,190円 特定事業所加算（Ⅱ） 4,210円
特定事業所加算（Ⅲ） 3,230円 特定事業所加算（A） 1,140円
入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,500円 入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,000円
通院時情報連携加算 500円
特定事業所医療介護連携加算 1,250円
緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円
ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

＊上記数値は単価の数値

（２）交通費

前記１（１）の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費が必要です。

自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えたキロ数１ｋｍにつき１００円＋税を徴収します。

（３）要介護認定等申請代行費

要介護認定申請等の代行を希望される方には無料で行います。

（４）解約料

利用者はいつでもこの契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

4. 当事業所の運営方針

- ①利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ②利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供するサービス等が特定の種類または特定の事業者には不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。
- ④市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業所等との連携に務めます。
- ⑤ケースカンファレンス等の実施や各種研修会への参加により、居宅介護支援の質の向上及び改善を図ります。

5. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生またはその再発防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を定期的実施する等の措置を講じます。

6. 感染や災害への対策

事業所は感染症や災害の発生時に、指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るために、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。

7. ハラスメント対策

- (1) 事業所はハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他の関係者が、従業者に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為を禁止します。

8. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

9. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所ご利用者苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する苦情、及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情を承ります。

電話 0266-27-5500（内線3438）（対応時間：午前8時30分～午後5時15分まで）
担当 松山 徹（管理者）

- (2) その他

当事業所以外に、市町村の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ①岡谷市健康福祉部 介護福祉課 | 電話：0266-23-4811 |
| ②下諏訪町健康福祉部 高齢者係 | 電話：0266-27-1111 |
| ③長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 | 電話：026-238-1580 |

10. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人研成会
代表者役職・氏名	理事長 井口 光世
本部所在地	長野県岡谷市長地小萩一丁目11番30号
電話番号	0266-27-5500
定款の目的に定めた事業	(1) 医療法に基づく、疾病予防施設の経営 (2) 介護保険法に基づく、 ①居宅サービス事業の経営 ②介護予防サービス事業の経営 ③居宅介護支援事業の経営 (3) 高齢者住まい法に基づく、サービス付き高齢者向け住宅の経営

11. その他

- ①利用者の個人情報は秘密保持されます。情報の収集、提供に際しては同意を得ます。
- ②指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は関係者への連絡等、必要な措置を講じます。
- ③介護支援専門員の変更が可能です。希望される方は、お申し出ください。
- ④利用者は医療機関に入院した場合、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へ提供するようにして下さい。
- ⑤末期の病態と診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。
- ⑥災害による避難準備情報・避難勧告等が発令されている時は、訪問を中止する場合があります。